

附則（平成 24 年 7 月 19 日）

- 1 この基準は、平成 24 年 7 月 19 日より施行する。
- 2 この基準の施行により平成 17 年 4 月 1 日に策定された姫路市危険物審査基準は廃止する。

附則（令和 4 年 4 月 1 日）

- 1 この基準は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。

附則（令和 5 年 1 月 1 日）

- 1 この基準は、令和 5 年 1 月 1 日より施行する。
- 2 この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。

附則（令和 6 年 4 月 1 日）

- 1 この基準は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。

ただし、下記(1)から(3)に掲げるものについて、下記に定める日以降に申請又は届出されたものは、改正後の基準を適用する。

- (1) 第 2 章第 2 節 5(9)コ(ウ)から(オ)及び第 10 節 14(2)カ(ア) 令和 5 年 9 月 19 日
- (2) 第 2 章第 3 節 19 及び第 2 章第 10 節 4(12)・(18) 令和 5 年 12 月 7 日
- (3) 第 1 章第 6 節(20)・(21)及び第 2 章第 10 節 1・4(20)ク 令和 5 年 12 月 27 日